

## 文教大学図書館委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学附属図書館規程第8条第2項に基づき図書館委員会（以下「委員会」という。）の構成及び職務について定めるものとする。

(審議)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 文教大学附属図書館（以下「図書館」という。）の基本計画及び方針に関する事項
- (2) 図書館の管理運営に関する事項
- (3) 図書館の予算案及び決算に関する事項
- (4) 図書館の蔵書構築に関する事項
- (5) その他図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めた事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 委員
- (4) 館長補佐

(委員)

第4条 委員は、各学部1名とし、学部長の推挙により学長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第5条 館長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、議長となる。

2 館長に事故あるときは、副館長が前項の職務を代行する。

3 会議の開催については委員会が別に定める。

(構成員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(成立)

第7条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、図書館課が主管する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 第3条第1項第3号に規定する者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和

2年度に限り、1年とする。

3 「文教大学越谷図書館運営委員会規程」及び「文教大学湘南図書館運営委員会規程」は廃止する。

32024